

事務連絡  
平成 29 年 7 月 20 日

各業界団体 御中

国土交通省土地・建設産業局  
不動産業課

改正個人情報保護法の施行に伴う対応について  
(宅地建物取引業、マンション管理業及び賃貸住宅管理業)

本年 5 月 30 日から改正個人情報保護法（以下、「法」という。）が施行されたことに伴い、主務大臣が有していた同法に関する監督権限が個人情報保護委員会に一元化されたところですが、宅地建物取引業、マンション管理業及び賃貸住宅管理業については、法第 44 条第 1 項及び同法施行令（以下、「令」という。）第 13 条第 1 項の規定により、法第 40 条第 1 項に規定する権限（報告徴収・立入検査）が国土交通大臣に委任されたところです。

また、法第 77 条及び令第 21 条第 1 項の規定により、法第 40 条第 1 項に規定する権限に属する事務（以下、「検査等事務」という。）は、当該権限が事業所管大臣に委任された場合において、他の法令の規定により地方公共団体の長が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長が行うこととされています。

宅地建物取引業はこれに該当することから、都道府県知事免許業者への検査等事務は当該都道府県知事が行うこととなります。（別添 1、2 参照）

つきましては、個人情報の漏えい等事案が発生した場合には、宅地建物取引業者（都道府県知事免許業者）については各都道府県へ、宅地建物取引業者（国土交通大臣免許業者）、マンション管理業者及び賃貸住宅管理業者については管轄の地方整備局等へ速やかにご報告いただきますようお願いいたします。（別添 3、4 参照）

報告いただいた漏えい等事案は、各都道府県又は国土交通大臣を經由して、個人情報保護委員会へ報告されます。

(参考資料)

・別添1

「改正後の個人情報保護法の権限の変更について」

・別添2

「個人情報保護法に基づく地方公共団体の長等が処理する事務について」

・別添3

「改正個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁並びに当該業種等における漏洩等事案発生時の報告先について」

・別添4

「個人データの漏えい事案の報告について」

※宛先（報告先）を適宜修正の上ご使用ください。

※別添2～4については個人情報保護委員会HPで公表されています。

【別添2、3】

URL (<http://www.ppc.go.jp/personal/legal/kengenInin/>)

【別添4】

URL (<http://www.ppc.go.jp/personal/legal/leakAction/>)

<担当課>

国土交通省土地・建設産業局不動産課

TEL 03-5253-8111 (代表)

※個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度に関する一般的なご質問は、直接個人情報保護委員会へお問い合わせください。

個人情報保護法相談ダイヤル（個人情報保護委員会）

TEL 03-6457-9849